

那覇市洪水ハザードマップ整備事業業務委託 仕様書

1. 件名

那覇市洪水ハザードマップ整備事業業務委託

2. 業務目的

本業務は、想定し得る最大規模の洪水リスクに対応した浸水想定を適切に周知し、住民等の迅速な自主避難を促す「住民目線」の洪水ハザードマップを整備することを目的とする。

作成にあたっては、以下の点に留意して整備・更新を行う。

(1) 最新の制度・ガイドラインの反映

令和 8 年 3 月に改定された内閣府の「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の発令基準や伝達方法等の変更点を正確にマップへ反映する。

(2) 住民の利用シチュエーションに応じた分かりやすさの追求

住民等がハザードマップを活用する「災害発生前の事前学習」および「災害時に緊急的に確認する場面」の双方のシチュエーションを想定し、いずれの状況下においても、直感的に自らの避難行動を理解・実効できるような構成とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和 9 年 1 月 29 日まで

4. 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか、次に示す各種法令、ガイドライン等に基づいて実施するものとする。

- ・災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
- ・災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
- ・水防法（昭和 24 年法律第 193 号）
- ・測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- ・避難情報に関するガイドライン〔内閣府（防災担当）〕
- ・水害ハザードマップ作成の手引き〔国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室〕
- ・沖縄県地域防災計画
- ・那覇市地域防災計画
- ・その他関係法令、通達等

5. 業務内容

(1) 業務計画立案及び情報の収集・整理

本業務を円滑に実施するため、業務計画を速やかに策定し、必要とする情報の収集・整理を行うこと。

(2) ハザードマップのレイアウト・デザイン制作

本業務で制作するハザードマップは、以下の項目を網羅したレイアウト・デザインとすること。

①避難所情報等の掲載：市が指定・提供する以下の情報を正確に掲載すること。

- ・指定避難所：83 ヲ所
- ・指定緊急避難所：91 ヲ所
- ・津波避難ビル：112 ヲ所

・防災行政無線：98カ所

- ②ハザードマップとして必要となる避難経路の矢印等を表示すること。
- ③ユニバーサルデザインの考慮として、高齢者や子ども、視覚障害者等にも配慮した、見やすく分かりやすいカラーデザインを採用すること。
- ④縮尺 1/7,000 精度の詳細な地形データを基図として使用し、マップ上にあるすべての建物の形状や道路が確認できること。
- ⑤市内全域に対し、全戸調査を基に直近 1 年以内に更新された最新の住宅地図を使用することとし、使用する地図については、国土地理院や発注者の使用承認を得るとともに、成果品に必要な出所表示を行うこと。
- ⑥第三者が著作権を持っている地図を使用する場合は、受託者が地図使用料や複製利用料を負担すること。
- ⑦洪水災害情報、避難場所、海拔情報、その他必要なハザード情報を掲載すること。
- ⑧市民の行動範囲などを考慮し、市域に加え市域外の範囲についてもハザードマップに表示すること。

(3) 印刷・配布

- ①印刷用のデータは Adobe Illustrator 等で作成すること。
- ②印刷前に校正を 3 回以上行うこと。
- ③仕様に基づいた部数、言語、紙質、加工、構成にて印刷を行うこと。
- ④印刷完了後、受託者の責任において速やかに市内全戸へ漏れなく配布（ポスティング等）を行うこと。

(4) 多言語対応のホームページ掲載用 PDF データ作成

(2) で制作したハザードマップを基に、市民への情報公開用として、以下の項目を網羅した本市ホームページ掲載用の PDF データを作成すること。

- ①作成するデータに使用する言語は、日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、とし、各言語の翻訳については、ネイティブスピーカーによる厳正な校正を行うこと。
- ②地図画像サイズは 800pixel×800pixel 程度とし、HP 上で確認しやすいサイズとすること。
- ③作成するデータ等に係わる著作権等を第三者が保有している場合は、受託者にて使用許諾の取得および関連する使用料等を負担すること。

6. 仕様

本業務で作成するハザードマップの仕様は以下の通りとする。

(1) 洪水ハザードマップ

- ・形態：A1 サイズ 一枚物（縦印刷）
- ・部数：170,000 部
- ・言語：日本語
- ・紙質：OK マットコートエコグリーン A 判 57.5Kg
- ・加工：ジャバラ 3 山直角 1 度折（仕上がり A4 サイズ）
- ・構成：表面／洪水ハザードマップ（東部）・裏面／洪水ハザードマップ（西部）

(2) ホームページ掲載用 PDF

- ・形態：ホームページ掲載用 PDF
- ・言語：日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）
- ・構成：表面／洪水ハザードマップ（東部）・裏面／洪水ハザードマップ（西部）

※ホームページ掲載用 PDF に関しては、上記「(1) 洪水ハザードマップ」をベースに作成すること。

7. 納品方法

(1) 洪水ハザードマップ

印刷が完了した洪水ハザードマップについては、那覇市内全戸配布を行い、配布後の残数を発注者が指定する場所へ納品すること。

なお、配布の具体的な手順、方法、スケジュール等については、事前に発注者と協議し承認を得ること。

また、発注者がハザードマップの追加発行が出来るよう、電子データを CD-R・DVD-R 等に保存し、納品すること。

(2) ホームページ掲載用 PDF

CD-R・DVD-R 等にデータを保存し、納品すること。

8. 提出書類等

契約締結後、作業段階に応じて速やかに、以下の書類を提出すること。

	提出書類	部数	提出時期	備考
①	業務計画書（実施計画書）	1 部	契約締結後速やかに	業務手順、要員計画、配布計画等を記載
②	ハザードマップデザイン案 （レイアウト・多言語翻訳方針）	1 部	デザイン案提示時	
③	ネイティブ校正証明・確認書	1 部	デザイン確定前	ホームページ掲載用 PDF 多言語化分
④	着手届・業務工程表	1 部	業務着手前	
⑤	完了届	1 部	業務完了後	
⑥	配布完了報告書	1 部	配布完了時	配布地域、期間、部数実績等の報告
⑦	成果品納入届	1 部	成果品納品時	
⑧	請求書	1 部	完了検査合格後	
⑨	成果品電子データ（DVD 等）	1 部	業務完了後	AI 形式（印刷原稿）、PDF 形式（Web 掲載用多言語版）等の一式

9. 完了検査

(1) 業務完了後、速やかに業務完了届、業務完了報告書、および成果品のマスターデータを提出し、検査を受けること。

(2) 成果品に対して発注者より改良等の指示があった場合は、遅滞なくその指示に従うこと。

10. その他

(1) 著作権等の扱い

著作権の帰属：本業務で受託者が作成・履行したすべての成果品（デザイン、レイアウト、翻訳データ等）の著作権及び使用権は、すべて発注者に帰属するものとする。

第三者の権利侵害防止：受託者は、本業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利について、受託者において使用許可を得ること。これらを怠ったことにより第三者の著作権等の権利を侵害した場合は、受託者はその一切の責任を負うこと。

データの二次利用：本業務における成果品及びデータ等について、発注者が著作権を持つものとし、発注者が自由に加工、複写、ウェブサイト掲載用データの作成、増刷等を行い公表できるものとする。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務を履行する上で知り得た事項や成果品について、発注者の了解なく外部に開示・漏洩してはならない。業務終了後も同様とする。特に個人情報の漏洩がないよう細心の注意を払うこと。

本業務を実施する上で、発注者から受託者に貸与された各種資料やデータ等は受託者の責任をもって管理し、業務終了後には速やかに返却または破棄すること。

(3) 成果品の瑕疵（不具合）

受託者は、業務完了日から3ヶ月以内に、検査によって発見し得ない請負成果品の不具合（瑕疵）を発注者から通知された場合、受託者の負担において速やかに修正又は交換するものとする。ただし、利用する地図の経年変化による現状との不一致は瑕疵とはみなさない。

(4) 諸経費

各種資料収集、翻訳・ネイティブ校正、データ作成、印刷、ジャバラ折り加工、市内全戸配布に伴う配送・ポスティング費用、梱包等、本業務に係る費用はすべて本契約に含むものとする。

(5) 協議事項

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合等については、発注者、受託者双方協議のうえ定めるものとする。